

令和6年7月12日
防 衛 省

特定秘密漏えい事案等の懲戒処分について

- 指揮監督義務違反等 処分者数：6名
【特定秘密漏えい等事案、潜水手当不正受給事案、不正喫食事案】
・海上幕僚長：「減給1月1／30」
【特定秘密漏えい等事案】
・事務次官：「訓戒」
・統合幕僚長：「訓戒」
・陸上幕僚長：「訓戒」
・航空幕僚長：「訓戒」
・情報本部長：「訓戒」
- 特定秘密漏えい等事案 処分者数：115名
・懲戒処分：26名
 停 職：15名
 減 給： 5名
 戒 告： 6名
・訓戒等： 89名

○ 指揮監督

【防衛事務次官】 「訓戒」

省全体の事務を監督する立場にありながら、今般の特定秘密漏えい等により、監督が不十分であったと認められ、特定秘密の保全管理体制が不適切であった等により、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

【統合幕僚長】 陸将 「訓戒」

防衛大臣の指揮監督を受け、統合幕僚監部の事務を掌理する立場にありながら、今般の特定秘密の不適切な取扱いにより、指揮監督が不十分であったと認められ、特定秘密の保全管理体制が不適切であった等により、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

【陸上幕僚長】 陸将 「訓戒」

防衛大臣の指揮監督を受け、陸上自衛隊の隊務及び隊員のサービスを監督する立場にありながら、今般の特定秘密漏えい等により、指揮監督が不十分であったと認められ、特定秘密の保全管理体制が不適切であった等により、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

【海上幕僚長】 海将 「減給 1 月 1 / 3 0」

防衛大臣の指揮監督を受け、海上自衛隊の隊務及び隊員のサービスを監督する立場にありながら、今般の特定秘密漏えい等により、指揮監督が不十分だったと認められ、特定秘密の保全管理体制が不適切であった等により、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

【航空幕僚長】 空将 「訓戒」

防衛大臣の指揮監督を受け、航空自衛隊の隊務及び隊員のサービスを監督する立場にありながら、今般の特定秘密の不適切な取扱いにより、指揮監督が不十分であったと認められ、特定秘密の保全管理体制が不適切であった等により、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

【情報本部長】 空将 「訓戒」

防衛大臣の指揮監督を受け、情報本部の事務を掌理する立場にありながら、今般の特定秘密の不適切な取扱いにより、指揮監督が不十分であったと認められ、特定秘密の保全管理体制が不適切であった等により、防衛省・自衛隊に対する国民の信頼を失墜させた。

○ 特定秘密漏えい等

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、海上自衛隊員に対する特定秘密に係る教育及び指導が不十分であったことが、今般の特定秘密の漏えい及び不適切な取扱いの要因をなした。

(海上幕僚監部)

海将補	50歳代	「戒告」
海将補	50歳代	「戒告」
1等海佐	40歳代	「戒告」
1等海佐	40歳代	「戒告」
1等海佐	40歳代	「戒告」

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、適性評価未実施であり、特定秘密取扱職員に指名されていない隊員に対し、特定秘密を閲覧させた。

(海洋観測艦「わかさ」)

2等海佐	50歳代	「停職6日」
1等海尉	30歳代	「停職6日」
1等海尉	30歳代	「停職6日」
2等海尉	30歳代	「停職6日」

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、適性評価未実施の隊員を、特定秘密を取り扱う業務に従事させた。

(護衛艦「せとぎり」)

2等海佐	40歳代	「減給1月1／6」
3等海佐	30歳代	「停職6日」

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、適性評価未実施の隊員に特定秘密を閲覧させた。

(護衛艦「あけぼの」)

2等海佐	40歳代	「戒告」
------	------	------

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、適性評価の実施の有無を確認することなく、適性評価未実施の隊員を特定秘密取扱職員に指名し、特定秘密を取り扱う業務に従事させた。

(海上自衛隊補給本部)

1等海佐	50歳代	「停職6日」
1等海佐	50歳代	「停職6日」
1等海佐	40歳代	「停職6日」
3等海佐	40歳代	「停職6日」
3等海佐	40歳代	「停職6日」

(海上自衛隊大湊造修補給所)

1等海佐	50歳代	「停職6日」
2等海佐	40歳代	「停職6日」
3等海佐	30歳代	「停職6日」
防衛事務官	50歳代	「停職6日」

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、適性評価の実施の有無の確認を怠った。

(海上自衛隊補給本部)

1等海佐	50歳代	「減給2月1／6」
------	------	-----------

(海上自衛隊大湊造修補給所)

1等海佐	50歳代	「減給2月1／6」
3等海佐	40歳代	「減給2月1／6」
1等海尉	40歳代	「減給2月1／6」

- ・ 特定秘密の保護に従事する者として、文書保存期間を上司の許可を受けずに変更した上、内閣府による廃棄妥当通知及び廃棄同意を受けずに廃棄した。

(陸上自衛隊武器学校)

陸曹長	40歳代	「停職2日」
-----	------	--------

○ その他（職務上の注意義務違反等）

訓戒	29名
注意	13名
口頭注意	47名

※ 公表時における所属は、当時の所属を記載。